

東日本大震災に伴う被災信用金庫の お客様への預金の代払いについて

平成 23 年 3 月 11 日（金）に発生した東日本大震災により被災地・被害者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

東日本大震災の影響を受けられました下記の被災信用金庫のお客様への代払いの取扱をしております。

記

1. 対象となる被災信用金庫

宮古信用金庫、石巻信用金庫、気仙沼信用金庫、あぶくま信用金庫、ひまわり信用金庫、杜の都信用金庫

2. 対象となる被災信用金庫のお客様

対象となる被災信用金庫の普通預金および貯蓄預金をお持ちの個人のお客様

※本取扱による支払いはご本人様のみとさせていただきます。

3. 支払限度額

1 口座について、1 日 1 回残高の範囲でかつ 10 万円以内です。

4. 本人確認について

代払い受付時は、原則として、対象となるお客様に次の本人確認資料をご提示いただき、本人確認をさせていただきます。なお、ご預金通帳、お届けの印鑑等を紛失された場合でも、ご本人様であることを確認させていただいたうえ、お支払い限度額の範囲内でのお支払いに応じさせていただきます。

5. ご本人確認資料

運転免許証、パスポート、各種年金手帳、各種福祉手帳、各種健康保険証、外国人登録証明書のいずれか

6. 代払い対象科目

普通預金、貯蓄預金

7. お支払いに関するご注意

当金庫は、ご記入いただいた「払戻請求書」にもとづき、お取引被災信用金庫にお支払いの可否について確認のうえ、お支払いさせていただきます。また、通信状況により被災信用金庫への連絡が遅延する場合もございます。つきましては、お支払いに応じられない場合やお支払いが翌営業日以降になることもございますので、あらかじめご了承ください。

以上

お願い

代払いの受付時には、次の事項について予めご了承くださいませようようお願い申し上げます。

- ・ お客様のお取引のある信用金庫名をお伺いさせていただきます。
- ・ 本人確認のため、原則として、本人確認資料のご提示をお願いいたします。
- ・ 預金の代払いはご本人様のみとさせていただきます。